

（本号の目次）-----

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 4 年(2022 年)11 月 18 日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 11 月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 11 月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

（掲載判例 INDEX）-----

*「1.法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

（民事法）

【1】調停で定められた未成年の子供との面会交流が実施されていないため監護者である原告人(母)に対し相手方(父)が未成年者の引渡しを求めたところ、相手方の申立てを認めた原審判を子の福祉の観点から不相当として取り消し、相手方の申立てを却下した事案(令和 3 年 5 月 13 日東京高裁)

参照条文等:民法 766 条 2 項

キーワード:未成年者の引き渡し 子の福祉 面会交流の不実施

【2】X 社は退職した Y が X 社スタッフの引き抜き行為をしたとして損害賠償を請求し(本訴)、Y は X が関係先企業に Y を非難する文書を配布したとして損害賠償を求めた(反訴)事案で、本訴に約 315 万円の、反訴に 187 万円の賠償請求をそれぞれ認めた事案(令和 3 年 4 月 16 日宮崎地裁都城支部)

参照条文等:民法(平成 29 年法律第 44 号による改正前のもの)415 条、709 条、715 条

キーワード:引き抜き行為 非難する文書の配布 損害賠償

【3】テレビ局が脳死患者からの臓器移植手術を取材したテレビ番組について、原告らが故人への敬愛・追慕の情及びプライバシー権が侵害されたとしてテレビ局、執刀医らに損害賠償を請求したが、映像の内容、その社会的意義等から不法行為に当たらないとして請求を棄却(令和 3 年 7 月 28 日広島地裁)

参照条文等:民法 709 条、715 条

キーワード:故人への敬愛・追慕の情 プライバシー権 臓器移植手術のテレビ番組

【4】C 大学教授 X がハラスメント防止委員会が宣誓書の提出等を命じた決定の取消と慰謝料を請求した事案で、同委員会の決定の取消については訴えの利益を欠くとして却下し、本件決定は許される限度を超えた侮辱行為ではないとして慰謝料請求を棄却した事案(令和 3 年 8 月 19 日札幌地裁)

参照条文等:民法 709 条

キーワード:ハラスメント防止委員会の決定 決定の取消 訴えの利益

【5】被相続人 A の預金を無断出金した相続人 Y が相続人 X に別件訴訟で法定相続分の 2 分の 1 の支払を命じられたことを前提に、X は Y の無断出金につき A が Y に対して有する不当利得返還請求権の X の相続分と Y の支払済額との差額の支払請求をしたが棄却された事案(令和 3 年 9 月 28 日東京地裁)

参照条文等:民法 898 条、899 条

キーワード:無断出金 不当利得返還請求権 法定相続分

（商事法）

【6】Y 社の株主 X らは Y が刊行した社史に誤りがあるとして、取締役会議事録、監査役会及び監査等委員会議事録のうち、社史について協議・監督した部分の閲覧・謄写の許可を求めたところ、本件申立てに係る議事録部分が存在することの疎明があるとは認められないとして申立が却下された事例(令和 3 年 5 月 28 日大阪高裁)

参照条文等:会社法 371 条 2 項、3 項、394 条 2 項、399 条の 11 第 2 項

キーワード:社史 取締役会での議論 取締役会議事録の閲覧

【7】Y2 株式会社(代表取締役 Y1)の株主 X らが Y らに株主権の確認、虚偽内容の株主総会議事録を作成した等として損害賠償を求めた事案で、取締役解任決議記載の株主総会議事録を作成し解任登記をしたのは不法行為に当たるとして慰謝料等の支払を命じた(令和 3 年 7 月 30 日大阪高裁)

参照条文等:民法 709 条、会社法 830 条 1 項

キーワード:虚偽内容の株主総会議事録の作成 取締役解任決議 株主総会議事録

【8】M 社取締役 Y は M 社と D 社の業務提携の事実を知り M 社株式 400 株を買い付けたが、金融商品取引法のインサイダー取引にあたるとして課徴金の国庫納付を命じられたことから、M は決定の取消を求めたところ、課徴金納付命令は違法と判示した事案(令和 3 年 11 月 24 日東京高裁)

参照条文等:金融商品取引法(平成 29 年法律第 46 号による改正前のもの)166 条 1 項、2 項、185 条の 7 第 1 項

キーワード:金融商品取引法 インサイダー取引 課徴金納付命令

【9】会社経営において将来を見据えた事業再編計画の一環として他社の株式を取得する場合、取得した際の株式の客観的な評価額と実際の取得額との間に乖離があったとしても、それをもって直ちに会社に損害が発生したものともみることとは相当でないとした事例(令和 4 年 7 月 13 日東京高裁)

参照条文等:会社法(平成 26 年法律第 90 号による改正前のもの)423 条、847 条

キーワード:株式の取得額と評価額との乖離 株式の取得 会社の損害

【10】Y の株主 X が Y に対し、株主に対する甲種新株予約権の無償割当は株主平等の原則に反し著しく不公正と主張して会社法 247 条 1 号及び 2 号に基づきこれを仮に差し止めることを求め、同請求が認容された事例(令和 3 年 4 月 2 日東京地裁)

参照条文等:会社法 247 条

キーワード:差し止め訴訟 無償割当 株主平等の原則

(知的財産)

【11】発明の名称を「椅子式施療装置」等とする特許権を有する控訴人が、被告製品の製造等の差止等の請求を棄却した原判決につき、それを不服として控訴したところ、被告製品についての控訴人の特許法 102 条 2 項及び同条 3 項に基づく損害額が認められた事案(令和 4 年 10 月 20 日知財高裁)

参照条文等:特許法 102 条 2 項、3 項

キーワード:損害額の推定 利益 実施料相当額

【12】発明の名称を「銅銀合金を用いた導電性部材、コンタクトピン及び装置」とする特許出願拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟。相違点に係る本願補正発明の構成について当業者が容易に想到し得たものとは認められないとして審決を取り消した(令和 4 年 11 月 16 日知財高裁)

参照条文等:特許法 29 条 2 項

キーワード:容易想到性 阻害要因

【13】店舗内装のデザインの考案等を指定役務とし「ANOWA」の文字で構成される標章について商標登録を受けた原告が、被告の商品等に使用される「ANOWA」の文字の標章が原告の著作権及び著作者人格権の侵害にあたるとして使用差し止めを求めたが、請求が棄却された事例(令和 3 年 12 月 24 日東京地裁)

参照条文等:著作権法 2 条 1 項 1 号

キーワード:文字から構成される標章 著作物該当性

【14】被告が、原告が著作権を有する著作物を 7 部複製し被告の知人に配布したところ、原告が、被告は本件著作物に係る原告の複製権を侵害したとして損害賠償を請求した事案。本判決は本件著作物の複製は「私的利用のための

複製」に該当しないとして原告の請求を認容(令和4年11月8日東京地裁)

参照条文等:著作権法30条1項

キーワード:家庭内その他これに準ずる限られた範囲内 親密かつ閉鎖的な関係

(公法)

【15】令和3年7月の東京都議会議員選挙につき江東区選挙区の選挙人である上告人が①島部選挙区を定めた規定及び②各選挙区の議員数を定めた規定が公職選挙法、憲法14条に違反すると主張して江東区選挙区における選挙の無効等を求めたが、請求が棄却された事例(令和4年10月31日最高裁)

参照条文等:公職選挙法、憲法14条

キーワード:島部選挙区 配当基数 特例選挙区

【16】令和4年7月の参議院議員選挙の一票の価値の格差をめぐり、選出される議員1人当たりの選挙人数が最大で3.03倍の開きがあるが、選挙制度の仕組みが異なる以上衆議院議員選挙の投票価値と参議院議員のそれを単純に比較できない等として選挙を合憲と判断した(令和4年10月25日名古屋高裁)

参照条文等:公職選挙法、憲法14条

キーワード:一票の価値の格差 衆議院議員選挙 参議院議員選挙

【17】令和4年7月の参議院議員選挙の一票の価値の格差をめぐり、選出される議員1人当たりの選挙人数が最大で3.03倍の開きがあるが、格差が3倍を超えたのは僅か3選挙区であることや、国会の是正姿勢などを踏まえ選挙は合憲と判断(令和4年10月31日高松高裁)

参照条文等:公職選挙法、憲法14条

キーワード:一票の価値の格差 国会 是正

【18】令和4年7月の参議院議員選挙の一票の価値の格差をめぐり、選出される議員1人当たりの選挙人数が最大で3.03倍の開きがあるが、投票価値の不平等は国会による格差是正の努力の結果として合理的に是認できるものでなければならぬとして違憲と判断(令和4年11月1日仙台高裁)

参照条文等:公職選挙法、憲法14条

キーワード:一票の価値の格差 投票価値の平等 違憲判断

【19】東京都知事が新型コロナ対策として飲食店に夜間営業の自粛を求め、従わない店舗に使用停止命令を発した。原告は本件命令は営業の自由、基本的人権を侵害したとして損害の一部金の支払を求めたところ、裁判所は本件命令は違法と判断したが、違法目的や過失は認めず、原告の請求を棄却した(令和4年5月16日東京地裁)

参照条文等:国家賠償法1条1項、新型インフルエンザ等対策特別措置法45条3項

キーワード:新型コロナ対策 夜間営業自粛要請 使用停止命令

(社会法)

【20】被告らが原告の取引先に対し原告の製造又は販売する製品は被告Aが共有する特許権を侵害している旨の通知書を送付した行為が不正競争防止法にいう不正競争行為を構成するとして原告が被告らに同法3条1項に基づき同行為の差止等を求め、請求が認容された事例(令和4年10月28日東京地裁)

参照条文等:不正競争防止法2条1項21号、3条1項

キーワード:虚偽の事実の告知・流布 不正競争行為

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

(民事法)

【1】東京高決令和 3 年 5 月 13 日 判例タイムズ 1500 号 113 頁

令和 2 年(ラ)第 2248 号 子の引渡し審判に対する抗告事件(取消、却下、確定)

離婚した元夫婦である抗告人(母)と相手方(父)の間において、未成年者らの親権者である相手方が、本件に先立つ親権者及び監護者の指定、面会交流等にかかる事件の調停条項に基づき面会交流が行われることを前提に未成年者らの監護を委ねられた抗告人に対し、未成年者の引き渡しを求めた事案において、原審は、前件調停条項の面会交流が実施されないことから相手方自身が監護するために未成年者らの引き渡しを求めているのであるから、未成年者らの福祉に反することが明らかな場合など特段の事情がない限り、抗告人はこれを拒むことができないとし、相手方の申し立てを認めたが、本抗告審は、前件調停条項どおりの面会交流が実施できなかった責任が主として抗告人にあるとはいえず、相手方は、抗告人に対する未成年者らの監護の委託を解除することができず、抗告人は、現在でも相手方から監護を委託されているとした上で、抗告人による監護状況や未成年者らの意思等を総合考慮すると、子の福祉の観点から、現時点において、未成年者らを相手方に引き渡すのは相当でないとし、原審判を取り消し、相手方の申し立てを却下した。

参照条文等:民法 766 条 2 項

【2】宮崎地都城支判令和 3 年 4 月 16 日 判例時報 2528 号 78 頁

平成 30 年(ワ)第 121 号、令和 1 年(ワ)第 91 号 損害賠償請求事件(本訴一部認容・一部棄却、反訴一部認容・一部棄却(確定))

労働者派遣事業及び有料職業紹介事業等を業とする会社 X に在籍していた Y1 は、平成 30 年 8 月 31 日に X を退職した。Y1 は、同年 5 月 2 日、Y2 を設立し、Y2 の代表取締役役に就任しており、同年 6 月 30 日に退職願を提出した後、X の派遣スタッフに対して、Y2 への入社を勧誘する等した(引き抜き行為)。

X は、Y1 及び Y2 に対し、引き抜き行為が不法行為に当たるとして損害賠償請求を行い(本訴)、他方、Y1 は、X に対し、X が関係先企業に Y1 の行為を非難する文書を配布したことにより Y1 の名誉及び Y2 の信用が毀損されたとして、損害賠償請求を行った(反訴)。

本判決は、本訴について、Y2 が Y1 と共謀のうえ、社会的相当性を逸脱した引き抜き行為を行ったとして、約 315 万円の賠償請求を認め、反訴についても、配布文書の内容及び回数から相当性があるとは認められないとして、187 万円の賠償請求を認めた。

参照条文等:民法(平成 29 年法律第 44 号による改正前のもの)415 条、709 条、715 条

【3】広島地判令和 3 年 7 月 28 日 判例時報 2530 号 81 頁

平成 31 年(ワ)第 399 号(第 1 事件)・令和元年(ワ)第 1070 号(第 2 事件) 損害賠償請求事件(棄却(控訴))

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/745/090745_hanrei.pdf

テレビ局が脳死患者からの臓器移植手術を取材して制作されたテレビ番組を放送したことにつき、執刀医の不適切な発言をそのまま放送し、レシピエントの母親からのサンクスレターを脳死患者の実親である原告らの許可なく内容が読み取れる形で放送し、脳死患者の臓器の映像にモザイク処理をせずに放送したことなどにより、原告らの故人に対する敬愛・追慕の情及びプライバシー権が侵害されたなどとして、テレビ局、番組編成担当者、執刀医、その使用者である法人に対し不法行為ないし使用者責任に基づき損害賠償請求をした事案。

裁判所は、テレビ放送の内容に遺族の心の平穏をかき乱すようなものが含まれるとしても直ちに権利・利益の侵害に当たり私法上違法なものと評価すべきでなく、故人の名誉を毀損し、あるいは個人の尊厳を侵害するような態様で遺体の一部である臓器をみだりに公開するなどした場合に、当該放送行為の目的や内容、故人が他界してからの時の経過、遺族の故人との関係性や遺族が受けた影響等を総合的に考慮し、社会通念に照らし、それが遺族の受

忍限度を超えるものと判断されるときに、初めて遺族の敬愛・追慕の情の侵害として不法行為等の問題を生じることがあり得ると判示した上で、臓器移植制度や最先端の移植医療現場の実態について一般視聴者の理解を深め、その高い関心に応えるという番組の目的等に照らせば移植される臓器の映像にモザイク加工をすることなくありのままを放送することに相応の社会的意義があり、死者を冒瀆するような態様で臓器を映し出したものはないし、執刀医の発言も脳死患者を貶めるようなものではないなどと判示し、遺族に対する不法行為に当たらないなどとして、原告らの請求をいずれも棄却した。

参照条文等:民法 709 条、715 条

【4】札幌地判令和 3 年 8 月 19 日 判例時報 2529 号 73 頁

令和 2 年(ワ)第 2371 号 慰謝料等請求事件 一部却下、一部棄却(控訴(控訴棄却))

本件は、大学教授であった X が、勤務していた C 大学のハラスメント防止委員会による決定(「X に対して、学長より限りなく懲戒に近い口調による嚴重注意をするとともに、宣誓書を提出することを命じる」との措置が適当である旨の決定。以下、「本件決定」という)により名誉感情を侵害されたとして、当時の委員である Y らに対し、本件決定の取消し並びに不法行為に基づく損害賠償(慰謝料 160 万円)を求めた事案である。なお、X は、同委員会規程に基づき、本件決定に対し、不服を申し立てたが不受理とされた。

本判決は、本件決定は、私人による事実行為に過ぎず、X に対する具体的な権利義務を形成する法的効果を生ずるものではなく、取消権を認めるべき実体法上の根拠もないとして、訴えの利益を欠き不適法であるとして取消請求を却下し、本件決定は、X の人格攻撃に及んだり、侮辱的表現を用いたりするものではなく、社会生活上許される限度を超えた侮辱行為と評価することはできず、不法行為に該当しないと判断して損害賠償請求を棄却した。

参照条文等:民法 709 条

【5】東京地判令和 3 年 9 月 28 日 判例時報 2528 号 72 頁

令和 2 年(ワ)第 27265 号 不当利得返還請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))

被相続人 A の相続人は子である X 及び Y であるところ、Y が A の生前に A の預金口座等から A に無断で出金していたことは A に対する不法行為に該当するとして、X は、自身の法定相続分の 2 分の 1 に相当する金額の支払いを求める別件訴訟を提起したところ、同訴訟では Y の無断出金が一部認められ、その 2 分の 1 に相当する金額の支払いが Y に命じられた。

本件では、X は、別件訴訟にかかる Y による無断出金は A に対する不当利得にあたり、また Y には A の生前に特別受益があるから、不当利得返還請求権についての X の具体的相続分は 6852 万 5445 円であるとして、別件訴訟判決に基づいて Y が支払った金額を控除した差額である 2132 万 9639 円の支払いを求めたが、本件判決は、A が有していた上記不当利得返還請求権の承継割合は具体的相続分ではなく X と Y との法定相続分において分割承継され、同請求権の法定相続分に相当する金額は Y により支払済であることから X の請求に理由はないとした。

また、X は、A の死後に Y が A の預金口座から出金をしているが、Y の具体的相続分は 0 円であるので、不当利得として同出金額及び出金手数料の合計額 259 万 6432 円の支払いを求めたところ、本ケースの判決は、死後の出金にかかる預金口座は出金時点で A の遺産であり XY の準共有状態にあったと解されるから、同口座の残高にかかわらずその 2 分の 1 に相当する 129 万 8216 円については準共有持分権の侵害になるとして、X の不当利得返還請求を一部認容した。

参照条文等:民法 898 条、899 条

(商事法)

【6】大阪高決令和 3 年 5 月 28 日 判例時報 2528 号 90 頁

令和 3 年(ラ)第 194 号 取締役会議事録閲覧謄写許可、監査役会・監査等委員会議事録閲覧謄写許可決定に対す

る抗告事件(取消・申立て却下(許可抗告(抗告不許可)))

Yは東証一部上場の監査等委員会設置会社であり、XらはYの株主である。

Yは、創立50周年の社史を刊行したところ、Xらは社史に誤りがあるとして、定款の変更及び社史の客観的歴史的適合性の担保を議案とする株主提案権を行うことを検討しているが、そのためには社史を発刊した決定過程を把握する必要があるとして、Xらが①Yの取締役会議事録のうち、社史について協議、監督した部分、②Yの監査役会及び監査等委員会議事録のうち、社史について監査協議、監督した部分、についてそれぞれ閲覧・謄写することの許可を求めた。

原決定は、Xらの閲覧謄写を認めたが、本決定では、まず、社史発刊の決定過程を把握する以外に必要な理由は具体的には明らかではなく、Xらが閲覧謄写を経ずに必要と考える定款変更の株主提案が行えていることを考慮すると閲覧・謄写が無ければ株主提案をすることができないとも認めがたいから、株主としての権利を行使するための必要があるときについて疎明があるとは認められないとし、また、社外取締役が過半数を占める取締役会において協議、監督までされた可能性は高いとは言えない等として本件申立てに係る議事録部分が存在することの疎明があるとは認められないとして、申立てを却下した。

参照条文等:会社法 371 条 2 項、3 項、394 条 2 項、399 条の 11 第 2 項

【7】大阪高判令和 3 年 7 月 30 日 判例時報 2529 号 99 頁

令和 3(ネ)278 号・633 号 株主総会決議不存在確認等請求控訴、同附帯控訴事件 変更(上告受理申立て(上告不受理))

本件は、Y2 株式会社(代表取締役 Y1)の株主 X らが Y らに対し、それぞれが有する株主権の確認(X1 が 30 万株、X2 が 20 万株)を求めるとともに、X らへの招集通知を欠いて行われた臨時株主総会における決議が存在しないことの確認、X1 が Y1 に対し、本件株主総会に出席していない X1 が出席して議決に賛成したかのような虚偽の内容の株主総会議事録を Y1 が作成したことは、X1 の氏名表示権(人格的利益)を侵害するものであるとして不法行為に基づく損害賠償 55 万円(慰謝料 50 万円及び弁護士費用 5 万円)を求めた事案である。なお、Y2 は、同族会社であり、X1 は Y1 の長男、X2 は Y1 の妻である。

原判決は、X1 の 30 万株のうち、Y らが争っていない 24 万 1818 株については確認の利益を欠くとして不適法却下、4 万 2071 株については、X1 は、X2 からの贈与により取得したものと認定して確認し、1 万 6111 株については、Y1 から X1 への贈与の事実は認めることはできないとして棄却し、X2 の 20 万株については株主であることを確認し、臨時株主総会決議が存在しないことを確認したが、不法行為については、誤った内容の議事録を作成する行為であったとしたが、不法行為に該当する違法な行為であったとまでは言い難いとして棄却したため、Y らが控訴し、X1 が附帯控訴したのが本件である。

本判決は、各控訴を棄却したが、X1 の附帯控訴について、X1 の取締役解任決議が記載された株主総会議事録を作成し、解任登記をしたことは、X1 の社会的信用を低下させる不法行為に該当するとして慰謝料 5 万円、弁護士費用 5000 円の限度で一部認容した。

参照条文等:民法 709 条、会社法 830 条 1 項

【8】東京高判令和 3 年 11 月 24 日 金法 2196 号 57 頁

令和 3 年(行コ)第 31 号 課徴金納付命令処分取消請求控訴事件(控訴棄却)

本件は、M 株式会社の取締役である Y が、M 社の業務執行を決定する機関が D 株式会社との業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、法定の除外事由がないのに、当該重要事実が公表された平成 27 年 12 月 11 日より前に M 社の株式合計 400 株を買い付けたことが金融商品取引法(平成 29 年法律第 46 号による改正前のもの。以下同じ)166 条 1 項 1 号および同 2 項 1 号ヨの内部者取引(インサイダー取引)に当たるとして、金融庁長官から、金融商品取引法 185 条の 7 第 1 項に基づき、課徴金として 133 万円を国庫に納

付することを命ずる決定を受けたことについて、当該納付命令が違法である旨主張して、その取消しを求めた事案である。原審は、上記納付命令は違法であるとして、これを取り消したところ、国が控訴した。

本判決は、Y の M 社株式買付けの時点では、同社において一般投資家の投資判断に影響を及ぼす程度の具体的な内容を持つものとしての D 社との業務上の提携を行うことについての決定がされていたとはいえないから、当該株式の買付けが金融商品取引法 166 条 1 項 1 号および同 2 項 1 号ヨの内部者取引(インサイダー取引)に当たるとして金融庁長官が同法 185 条の 7 第 1 項に基づき行った課徴金納付命令は、違法であって取り消されるべきであると判示した。

参照条文等:金融商品取引法(平成 29 年法律第 46 号による改正前のもの)166 条 1 項、2 項、185 条の 7 第 1 項

【9】東京高判令和 4 年 7 月 13 日 金法 2197 号 54 頁

令和 3 年(ネ)第 2176 号 取締役に対する損害賠償請求控訴事件(控訴棄却)

当時、Y1 は、同人が代表を務める A 社の株式 100%を保有しており、また、A 社は、グループ会社を形成する Z 社ほか 2 社の全株式(いずれも非上場株式)を保有していた(なお、Y1 は、Z 社の代表取締役の地位にもあった)。本件は、H 社の株主である X らが H 社の取締役であった Y1 ら 3 名に対し、H 社が A 社から 7 億 4479 万 6290 円で取得した Z 社ほか 1 社の株式につき、その評価額(DCF 法および残余利益法に基づくもの)は合計 1 億 4847 万円を超えないこと等から、Y1 らが取得価格を適正な価格に是正したり、取得を阻止したりなどの措置を採らなかったこと等が、取締役としての善管注意義務または忠実義務に違反する等と主張して、平成 26 年法律第 90 号による改正前の会社法 423 条、847 条に基づき、H 社に対して損害賠償金 5 億 9632 万 6290 円及びこれに対する遅延損害金を連帯支払することを求めて提起した株主代表訴訟である。H 社は Y1 らを補助するため、本件訴訟に参加している。原審は X らの請求を棄却したことから、X らが控訴した。

本判決は、会社経営において、事業再編計画の一環として他社の株式を取得しようとする場合において、いかなる業種のいかなる会社の株式をどの程度取得するかは、株式取得の目的に加え、当該会社の財務状況を含む諸般の事情を総合的に考慮した上での、将来予測にわたる経営上の専門的判断に属する問題であるということができ、このような事業再編計画の一環としての株式取得においては、経営をゆだねられた取締役等により、将来予測等を踏まえた取得株式の価値判断がされるべきこととなるから、取得した際の株式の客観的な評価額と実際の取得額との間に乖離があったとしても、当該乖離した額をもって直ちに会社に損害が発生したものとみることは相当でない」と判示した。

参照条文等:会社法(平成 26 年法律第 90 号による改正前のもの)423 条、847 条

【10】東京地決令和 3 年 4 月 2 日 判例タイムズ 1500 号 215 頁

令和 3 年(ヨ)第 20045 号 新株予約権無償割当差止仮処分命令申立事件(認容、保全異議)

Y の株主 X が、Y に対し、Y が取締役会議に基づいて現に手続中の株主に対する甲種新株予約権の無償割当は、株主平等の原則に反し、著しく不公正な方法によるものであると主張して、会社法 247 条 1 号及び 2 号に基づき、これを仮に差し止めることを求めた事案。

裁判所は、株主に割り当てられる新株予約権の内容に差別のある新株予約権無償割当が、会社の企業価値ひいては株主の共同利益を維持するためではなく、専ら経営を担当する取締役等又はこれを支持する特定の株主の経営支配権を維持するためのものである場合、その新株予約権無償割当は、株主の共同利益の保護の観点からそれを正当化する特段の事情がない限り、著しく不公正な方法によるものと解すべきと判示し、会社の経営支配権に現に争いが生じている場面において、株式の敵対的買収により経営支配権を争う特定の株主の持分比率を低下させ、経営を担当する取締役等又はこれを支持する特定の株主の経営支配権を維持することを主目的として新株予約権無償割当がされた場合は、これに該当するというべきで、会社は、特段の事情として、敵対的買収者が真摯に合理的な経営

を目指すものではなく、敵対的買収者による経営支配権取得が会社に回復しがたい損害をもたらす事情があることを疎明すべきところ、本件では、そのような事情はないとして、本件新株予約権無償割当を仮に差し止める旨の決定をした。

参照条文等:会社法 247 条

(知的財産)

【11】知財高判令和 4 年 10 月 20 日 裁判所 HP

令和 2 年(ネ)第 10024 号 特許権侵害差止等請求控訴事件 特許権 民事訴訟(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/518/091518_hanrei.pdf

発明の名称を「椅子式施療装置」や「椅子式マッサージ機」とする特許権を有する控訴人が、被告製品の製造等の差止め等の請求を棄却した原判決について、それを不服として控訴した事案であって、被告製品についての控訴人の特許法 102 条 2 項に基づく損害額及び同項の推定覆滅部分に係る同条 3 項に基づく損害額を認めた事案。

特許法 102 条 3 項は、特許権者が、侵害者に対し、自ら特許発明を実施しているか否か又はその実施の能力にかかわらず、特許発明の実施料相当額を自己が受けた損害の額の最低限度としてその賠償を請求できることを規定したものであり、同項の損害額は、実施許諾の機会(ライセンスの機会)の喪失による最低限度の保障としての得べかりし利益に相当するものと解される。

一方で、特許法 102 条 2 項の規定により推定される特許権者が受けた損害額は、特許権者が侵害者の侵害行為がなければ自ら販売等を行うことができた実施品又は競合品の売上げの減少による逸失利益に相当するものと解される。

特許権者は、自ら特許発明を実施して利益を得ることができると同時に、第三者に対し、特許発明の実施を許諾して利益を得ることができると鑑みると、侵害者の侵害行為により特許権者が受けた損害は、特許権者が侵害者の侵害行為がなければ自ら販売等を行うことができた実施品又は競合品の売上げの減少による逸失利益と実施許諾の機会喪失による得べかりし利益とを観念し得るものと解される。

そうすると、特許法 102 条 2 項による推定が覆滅される場合であっても、当該推定覆滅部分について、特許権者が実施許諾を行うことができたことと認められるときは、同条 3 項の適用が認められると解すべきである。

これを本件についてみるに、本件推定の覆滅事由は、特許発明が被告製品 1 の部分のみに実施されていること及び市場の非同一性であり、いずれも特許権者の実施の能力を超えることを理由とするものではない。

しかるところ、市場の非同一性を理由とする覆滅事由に係る推定覆滅部分については、被控訴人による被告製品 1 の各仕向国への輸出があった時期において、控訴人製品 1 は当該仕向国への輸出があったものと認められないことから、当該仕向国のそれぞれの市場において、控訴人製品 1 は、被告製品 1 の輸出がなければ輸出することができたという競合関係があるとは認められないことによるものであり、控訴人は、当該推定覆滅部分に係る輸出台数について、自ら輸出を行うことができない事情があるといえるものの、実施許諾を行うことができたものと認められる。

一方で、本件各発明 C が侵害品の部分のみに実施されていることを理由とする覆滅事由に係る推定覆滅部分については、その推定覆滅部分に係る輸出台数全体にわたって個々の被告製品 1 に対し本件各発明 C が寄与していないことを理由に本件推定が覆滅されるものであり、このような本件各発明 C が寄与していない部分について、控訴人が実施許諾を行うことができたものと認められない。

そうすると、本件においては、市場の非同一性を理由とする覆滅事由に係る推定覆滅部分についてのみ、特許法 102 条 3 項の適用を認めるのが相当である。

参照条文等:特許法 102 条 2 項、3 項

【12】知財高判令和 4 年 11 月 16 日 裁判所 HP

令和 3 年(行ケ)第 10164 号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/524/091524_hanrei.pdf

発明の名称を「銅銀合金を用いた導電性部材、コンタクトピン及び装置」とする特許出願拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって、相違点に係る本願補正発明の構成とすることについて当業者が容易に想到し得たものとは認められないとして、審決を取り消した事案。

引用発明 1 を含む甲 8 に記載された発明は、特に、「被膜を有しない Sn 耐食性に優れた合金材料、この合金材料からなるコンタクトプローブおよび接続端子を提供することを目的とする」ものであるところ、銀の添加については「Sn 耐食性」の向上については触れられていない一方で、ニッケルの添加は「Sn 耐食性の向上・硬度上昇に効果がある」ことが明記されている。そして、実施例においても、硬度等とともに「Sn 耐食性」が独立の項目として評価され、甲 8 に係る発明の実施例には全てニッケルが添加され、いずれも「Sn 耐食性」において「○」と評価されている(なお、比較例 1~6 に対する評価に係る記載をみても、甲 8 に係る発明は、硬度と Sn 耐食性を含む複数の要請をいずれも満たすことを目的としたものであると認められる。)。この点、比較例 7 のみにおいては、ニッケルの添加がされていないが、「Sn 耐食性」において「×」と評価され、かつ、「Sn はんだ等低硬度材向けのコンタクトプローブ用途として好ましくないといえる」と明記されている。

以上の点に照らすと、引用発明 1 においては、ニッケルの添加が課題解決のための必須の構成とされているというべきであり、引用発明 1 の「合金材料」について、ニッケルの添加を省略して銅銀二元合金とすることには、阻害要因があるというべきである。そして、甲 8 の記載に照らしても、引用発明 1 の「合金材料」について、ニッケルの添加を省略して銅銀二元合金とすることの動機付けとなる記載は認められず、他にそのようにすることが当業者において容易想到であるというべき技術常識等も認められない。

したがって、引用発明 1 に基づいて、相違点 1 に係る本願補正発明の構成とすることについて、当業者が容易に想到し得たものとは認められない。

参照条文等:特許法 29 条 2 項

【13】東京地判令和 3 年 12 月 24 日 判例タイムズ 1500 号 231 頁

令和 2 年(ワ)第 19840 号 商号使用差止等請求事件(請求棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/848/090848_hanrei.pdf

「ANOWA」の文字から構成される標章(ロゴタイプ)について、店舗内装のデザインの考案等を指定役務(第 42 類)として商標登録を受けた原告が、被告に対し、被告の商品などに「ANOWA」の文字を使用した標章(ロゴタイプ)を付していることが、原告の標章に対する原告の著作権(複製権)及び著作者人格権(同一性保持権)の侵害にあたるとして、著作権法 112 条に基づきその妨害排除と妨害予防を求めるなどした事案。

本判決は、商品又は営業を表示するものとして文字から構成される標章は、本来的には商品又は営業の出所を文字情報で表示するなど実用目的で使用されるものであるから、それ自体が独立して美術鑑賞の対象となる創作性を備えているような特段の事情がない限り、著作物には該当しないと解するのが相当で、本件原告の標章は、文字配置の特徴等を十分考慮しても、欧文フォントのデザインとしてそれ自体特徴を有するとはいえず、原告の商号を表示する文字に業務に関連する単語を添えて、これらを特定の縦横比に配置したものにすぎないことが認められ、出所を表示するという実用目的で使用される域を出ておらず、それ自体が独立して美術鑑賞の対象となる創作性を備えているような特段の事情が認められないから、原告の標章は、著作物には該当しないと、原告の当該請求を棄却した。

参照条文等:著作権法 2 条 1 項 1 号

【14】東京地判令和 4 年 11 月 8 日 裁判所 HP

令和 4 年(ワ)第 2229 号 損害賠償等請求事件 著作権 民事訴訟(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/505/091505_hanrei.pdf

被告が、原告が著作権を有する著作物(本件著作物)を 7 部複製し、被告の古くからの知人である者に対し同複製物を配布したところ、原告が、被告に対し、被告が本件著作物に係る原告の複製権を侵害したと主張して、損害賠償を請求した事案。

本件においては、被告が著作権法 30 条 1 項にいう「その他これに準ずる限られた範囲内」において使用することを目的として著作物を複製したといえるかが問題となる。同項は、個人の私的な領域における活動の自由を保障する必要性があり、また閉鎖的な私的領域内での零細な利用にとどまるのであれば、著作権者への経済的打撃が少ないことなどに鑑み、著作物の使用範囲を「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする」ものに限定するとともに、これに加えて複製行為の主体について「その使用する者が複製する」との限定を付すことによって、個人的又は家庭内のような閉鎖的な私的領域における零細な複製のみを許容し、私的複製の過程に外部の者が介入することを排除して、私的複製の量を抑制するとの趣旨・目的を実現しようとしたものと解される。そうすると、著作物の使用範囲が「その他これに準ずる限られた範囲内」といえるためには、少なくとも家庭に準じる程度に親密かつ閉鎖的な関係があることが必要であると解される。

本件においては、被告が本件著作物の複製物を配布した 7 名は、被告の古くからの友人であるものの、被告とこれら 7 名との間に、家庭に準じる程度の親密かつ閉鎖的な関係があったとは認められないから、著作物の使用範囲が「その他これに準ずる限られた範囲内」であるということとはできないから、被告による本件著作物の複製が「私的利用のための複製」(著作権法 30 条 1 項)に該当するとは認められない、として原告の請求は認容された。

参照条文等:著作権法 30 条 1 項

(公法)

【15】最二判令和 4 年 10 月 31 日 裁判所 HP

令和 4 年(行ツ)第 78 号 選挙無効等請求事件(上告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/487/091487_hanrei.pdf

東京都議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区における議員の数に関する条例に基づいて令和 3 年 7 月 4 日に行われた東京都議会議員一般選挙について、江東区選挙区の選挙人である上告人が、本件選挙当時、本件条例のうち、①大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村の区域を合わせて 1 選挙区(島部選挙区)とする規定が公職選挙法 271 条、憲法 14 条 1 項等に違反するとともに、②各選挙区において選挙する議員の数を定める規定(3 条)が公職選挙法 15 条 8 項、憲法 14 条 1 項等に違反すると主張して、これらに基づき行われた本件選挙の江東区選挙区における選挙を無効とすること等を求めた事案である。

最高裁判所は、島部選挙区の配当基数は 0.221 となるが、この配当基数が、東京都議会において島部選挙区を特例選挙区として存置することが許されない程度にまで至っているとはいえない等として、請求を排斥した。

参照条文等:公職選挙法、憲法 14 条

【16】名古屋高判令和 4 年 10 月 25 日 裁判所 HP

令和 4 年(行ケ)第 1 号 選挙無効請求事件

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/511/091511_hanrei.pdf

令和 4 年 7 月 10 日に施行された参議院議員通常選挙の一票の価値の格差をめぐり、選出される議員 1 人当たりの選挙人数が最少の福井県選挙区を 1 とした場合、最多の神奈川県選挙区は 3.03 であり、愛知県選挙区は 2.41、岐阜県選挙区は 2.59、三重県選挙区は 2.32 であったことを前提に、選挙制度の仕組みが異なる以上、衆議院議員の選挙における投票価値と参議院議員の選挙における投票価値を単純に比較することはできない等として、合憲と判断した。

参照条文等:公職選挙法、憲法 14 条

【17】高松高判令和 4 年 10 月 31 日 裁判所 HP

令和 4 年(行ケ)第 1 号 選挙無効請求事件

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/527/091527_hanrei.pdf

令和 4 年 7 月 10 日に施行された参議院議員通常選挙の一票の価値の格差をめぐり、選出される議員 1 人当たりの選挙人数が最少の福井県選挙区を 1 とした場合、最多の神奈川県選挙区は 3.03 であり、徳島県及び高知県参議院合同選挙区は 1.91、原告 B の属する香川県選挙区は 1.27、原告 C の属する愛媛県選挙区は 1.79 であったことを前提に、格差が 3 倍を超えたのは僅か 3 選挙区であることや、国会の是正姿勢などを踏まえ、合憲と判断した。

参照条文等:公職選挙法、憲法 14 条

【18】仙台高判令和 4 年 11 月 1 日 裁判所 HP

令和 4 年(行ケ)第 1 号 選挙無効請求事件

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/507/091507_hanrei.pdf

令和 4 年 7 月 10 日に施行された参議院議員通常選挙の一票の価値の格差をめぐり、選出される議員 1 人当たりの選挙人数が最少の福井県選挙区を 1 とした場合、最多の神奈川県選挙区は 3.03 であり、宮城県選挙区 3.017、福島県選挙区 2.467、青森県選挙区 1.691、岩手県選挙区 1.629、山形県選挙区 1.420 の前提で、「平等選挙権の一要素としての投票価値の平等が、単に国会の裁量権の行使の際における考慮事項の一つであるにとどまり、憲法上の要求としての意義と価値を有しないことを意味するものではない。投票価値の平等は、常にその絶対的な形における実現を必要とするものではないけれども、国会がその裁量によって決定した具体的な選挙制度において現実に投票価値に不平等の結果が生じている場合には、それは、国会が正当に考慮することのできる重要な政策的目的ないしは理由に基づく結果として合理的に是認することができるものでなければならぬと解される」等として、違憲判断をした。

参照条文等:公職選挙法、憲法 14 条

【19】東京地判令和 4 年 5 月 16 日 判例時報 2530 号 5 頁

令和 3 年(ワ)第 7039 号 国家賠償請求事件(棄却(控訴))

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/291/091291_hanrei.pdf

東京都知事が、令和 3 年 1 月 8 日以降、都内全域につき、都民に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」)45 条 1 項に基づき、夜間の不要不急の外出自粛を求め、飲食店に対しては午後 8 時以降の夜間営業の自粛を求める協力要請(本件要請)を行ったが、都内ほかで多数のレストランや居酒屋を営む原告はその代表者の考え方に基づき本件要請に応じず、夜間営業を継続していた。そこで、東京都知事は、原告が都内で夜間営業を継続していた 26 店舗を対象施設として、夜間営業のために対象施設を使用することを停止する旨の命令(本件命令)を発した。原告は、同命令に従い、4 日間対象施設において夜間営業を行わなかった。以上を前提に、原告が、本件要請に応じない正当な理由があった、本件命令は違法である、特措法及び本件命令は営業の自由等の基本的人権を侵害して違憲であるところ、本件命令に従い営業時間を短縮したために売上高が減少し営業損害を被ったと主張して、国賠法 1 条 1 項に基づき、東京都に対し、損害の一部金 104 円の支払を求めた。

裁判所は、本件命令に違法な目的があったとは認められない、原告が本件要請に応じない正当な理由があったとは認められないと判示し、原告の主張を認めなかった。

また、裁判所は、特措法 45 条 3 項が「特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。」と定めているところ、対象施設において原告が実施していた感染防止対策の実情やクラスター発生の危険の程度等の個別事情の有無を確認することなく、対象施設での夜間営業

継続がただちに飲食に繋がる人の流れを増大させ市中の感染リスクを高めていたと認める根拠は見出し難い、などと指摘して、「特に必要があると認めるとき」に該当せず本件命令は違法であったと判断したが、東京都知事が裁量の範囲を逸脱したとまでは言い難く、参照すべき先例がなかったことなどを理由に都知事の過失があるとまでは言えず、職務上の注意義務に違反したとまでは認められないとして、原告の請求を棄却した。

参照条文等:国家賠償法 1 条 1 項、新型インフルエンザ等対策特別措置法 45 条 3 項

(社会法)

【20】東京地判令和 4 年 10 月 28 日 裁判所 HP

令和 3 年(ワ)第 22940 号 不正競争行為差止等請求事件 不正競争 民事訴訟 (認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/492/091492_hanrei.pdf

被告らが原告の取引先に対して、原告の製造又は販売する製品(原告製品)は被告 A が共有する特許権(本件特許権)を侵害している旨の通知書(本件通知書)を送付した行為が、不正競争防止法 2 条 1 項 21 号にいう不正競争行為を構成するとして、原告が被告らに対し、同法 3 条 1 項に基づき同行為の差止め等を求めた事案。

競争関係にある者が、競業者の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し又は流布する行為は、競業者を不利な立場に置き、自ら競争上有利な地位に立とうとするものであるから、公正な競争を阻害することになる。このような結果を防止し、事業者間の公正な競争を確保する観点から、不正競争防止法 2 条 1 項 21 号は、上記行為を不正競争の一類型と定めるものである。そして、競争関係にある者が、裁判所が知的財産権侵害に係る判断を示す前に当該判断とは異なる法定的な見解を事前に告知し又は流布する場合には、当該見解は、不正競争防止法 2 条 1 項 21 号にいう「虚偽の事実」に含まれるものと解するのが相当である。

これを本件についてみると、裁判所が本件特許権を侵害するものではないと判断するにもかかわらず、本件通知書には、原告製品は本件特許権を侵害していると考えているなどと記載されていることが認められる。そうすると、本件通知書の内容は、裁判所において原告製品が本件特許権を侵害しない旨の判断を示す前に当該判断とは異なる法定的な見解を事前に告知するものとして、不正競争防止法 2 条 1 項 21 号にいう「虚偽の事実」を含むものと認めるのが相当である。

これに対し、被告らは、本件通知書は、「通知人らが保有する本件特許権を侵害していると考えております。」として単に被告 A の主観的見解を述べたものにすぎないから、不正競争防止法 2 条 1 項 21 号にいう「虚偽の事実」を含まないと主張する。しかしながら、法定的な見解を述べるものであっても、公正な競争を阻害するものであり、上記にいう「虚偽の事実」に含まれると解すべきである。したがって、被告らの主張は、採用することができない、として原告の請求は認容された。

参照条文等:不正競争防止法 2 条 1 項 21 号、3 条 1 項

(紹介済み判例)

宇都宮地判令和 2 年 6 月 3 日 判例タイムズ 1500 号 170 頁

平成 27 年(ワ)第 1 号 損害賠償請求事件(一部認容、控訴(後控訴棄却、上告、上告受理申立))

→法務速報 238 号 9 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/639/089639_hanrei.pdf

最一判令和 2 年 10 月 1 日 判例時報 2529 号 109 頁

平成 30 年(あ)第 845 号 建造物侵入、埼玉県迷惑行為防止条例違反被告事件(破棄差戻)

→法務速報 256 号 9 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/739/089739_hanrei.pdf

大阪高判令和3年3月5日 判例タイムズ1500号88頁

令和元年(ネ)第1753号、令和2年(ネ)第1891号 消費者契約法12条に基づく差止等請求控訴、同附帯控訴事件(取消自判、控訴棄却、附帯控訴棄却、上告、上告受理申立(後上告取下)

→法務速報254号25番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/239/090239_hanrei.pdf

大阪地判令和3年3月26日 判例タイムズ1500号141頁

平成26年(ワ)第5652号 損害賠償請求事件(第1事件)、平成27年(ワ)第3988号 委託代金支払請求事件(第2事件)(一部認容、控訴)

→法務速報253号18番にて紹介済み

最一決令和3年3月29日 判例タイムズ1500号80頁

令和2年(許)第14号 子の監護に関する処分(監護者指定)審判に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

→法務速報240号2番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/215/090215_hanrei.pdf

最一決令和3年3月29日 判例タイムズ1500号84頁

令和2年(許)第4号 子の監護に関する処分(面会交流)申立て却下審判に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

→法務速報240号3番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/216/090216_hanrei.pdf

山口家周南支審令和3年3月29日 判例タイムズ1500号251頁

令和2年(家)第5012号 特別縁故者に対する相続財産分与申立事件、令和2年(家)第5029号特別縁故者に対する相続財産分与申立事件(一部認容、確定)

→法務速報258号6番にて紹介済み

最一判令和3年9月7日 判例時報2530号91頁

令和3年(あ)第1号 窃盗被告事件(破棄差戻)

→法務速報245号15番にて紹介済み

最二判令和4年2月7日 判例時報2529号5頁

令和3(行ツ)73号 非認定処分取消請求事件(上告棄却)

→法務速報250号19番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/902/090902_hanrei.pdf

最三判令和4年2月15日 判例時報2530号34頁

令和3年(行ツ)第54号 公金支出無効確認等請求事件(上告棄却)

→法務速報250号20番にて紹介済み

最一判令和4年3月3日 判例時報2530号41頁

令和 2 年(行ヒ)第 323 号 固定資産評価決定取消請求事件(破棄差戻)

→法務速報 251 号 19 番にて紹介済み

最三判令和 4 年 3 月 8 日 判例タイムズ 1500 号 76 頁

令和 3 年(行ツ)第 33 号 措置命令処分取消請求事件(上告棄却)

→法務速報 251 号 1 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/989/090989_hanrei.pdf

最三判令和 4 年 5 月 17 日 判例タイムズ 1500 号 67 頁

令和 2 年(行ヒ)第 340 号、令和 2 年(行ヒ)第 341 号 行政文書不開示処分取消請求事件(一部破棄差戻、一部上告棄却)

→法務速報 253 号 14 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/176/091176_hanrei.pdf

2. 令和 4 年(2022 年)11 月 18 日までに成立した、もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号
法律名及び概要

・衆法 210 9

令和 4 年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法律

…令和 4 年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給を受けた者が自ら同給付金を使用することができるようにするため、同給付金について、差押えを禁止すること等について定めた法律。

・衆法 210 10

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

…一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給与の額を改定することを定めた法律。

・閣法 210 1

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

…人事院の国会及び内閣に対する令和 4 年 8 月 8 日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額及び勤勉手当の額の改定を行うこと等を定めた法律。

・閣法 210 2

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

…一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定を行うこと等を定めた法律。

・閣法 210 7

競馬法の一部を改正する法律

…競馬活性化計画の目的及び記載事項の見直し、地方競馬全国協会の資金確保措置の恒久化及び延長等を定めた法律。

・閣法 210 8

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

…一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定することを定めた法律。

・閣法 210 10

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

…全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が令和 5 年 3 月、4 月又は 5 月中に満了することから、これらの議員又は庁の選挙の期日を統一し、これに伴って公職選挙法の特例を定めた法律。

・閣法 210 11

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律

…国外に居住している国民の最高裁判所裁判官国民審査についての在外投票を可能とすること、遠洋区域を航行区域とする船舶等に乗船中の船員等による洋上投票等を可能とすること等を定めた法律。

・閣法 210 13

ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律

…緊急時において経済産業大臣が独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構に液化天然ガスの調達を要請することができること、ガスの需給を調整するためガスの使用を制限できること等を定めた法律。

・閣法 210 14

港湾法の一部を改正する法律

…港湾管理者による港湾脱炭素化推進計画の作成、同計画に基づき区分内の規制の強化又は緩和できる制度の創設、国が港湾施設の管理を自ら行うことができる制度の拡大、行政財産である緑地等の貸付け制度の創設等を定めた法律。

3. 11月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

志賀 晃 稲村晃伸／著 新日本法規 287 頁 3,960 円

判例にみる自転車事故の責任と過失割合 危険運転事例を中心に

馬橋隆紀 齋藤隆夫 多田幸生／共編 新日本法規 429 頁 5,280 円

Q&A 民法と不動産登記 実体法から登記手続への架け橋

山城 司／著 日本加除出版 485 頁 4,840 円

Q&A 遺産分割事件の手引き

武藤裕一 野口英一郎／著 新日本法規 324 頁 4,730 円

離婚事件における家庭裁判所の判断基準と弁護士の留意点

第一東京弁護士会 家事法制委員会 司法制度調査委員会／編 新日本法規 337頁 4,070円

Q&A・事例解説 令和5年4月施行対応 民法等改正の実務ポイント 相隣、共有、所有者不明土地、相続、登記★

4. 11月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

三山峻司 室谷和彦／編著 井上周一 白木裕一 池田 聡 清原直己 矢倉雄太 西川侑之介／著 民事法研究会
292頁 3,410円

営業秘密のトラブル相談 Q&A

清水陽平 櫻町直樹 最所義一 中澤佑一 船越雄一／著 新日本法規 290頁 4,950円

最新事例でみる 発信者情報開示の可否判断

神戸靖一郎／著 日本加除出版 331頁 4,290円

Q&A 傷害・医療保険に関する法律と実務

三上安雄 増田陳彦 根本義尚 萩原大吾 村田浩一 瀬戸賀司／著 民事法研究会 300頁 3,630円

実務必携 Q&A シリーズ 雇用契約変更の実務必携 Q&A 雇用を維持する合理化策と新しい働き方

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 事業再生・倒産プラクティスグループ／著 中央経済社 222頁 2,860円

ケースでわかる 実践 中小企業の事業再生等に関するガイドライン★

第一東京弁護士会子ども法委員会／編 青林書院 444頁 6,600円

最新青林法律相談 42 子どものための法律相談

松尾浩順／編集代表 シグマ麹町法律事務所／編 日本加除出版 528頁 3,300円

事例でわかる不動産の強制執行・強制競売の実務 任意売却・共有・引渡命令・配当手続

5. 発刊書籍<解説>

「Q&A・事例解説 令和5年4月施行対応 民法等改正の実務ポイント 相隣、共有、所有者不明土地、相続、登記」

令和5年4月施行の民法改正において制度変更が行われた、相隣、共有、所有者不明土地、相続、登記につき、変更点が端的に解説されており、改正点の概要を把握するにあたって有用な書籍である。

「ケースでわかる 実践 中小企業の事業再生等に関するガイドライン」

中小企業の事業再生等に関するガイドラインを利用するにあたっての手續について具体的に解説がされている。同ガイドラインを利用して、法的整理以外の債務整理を選択する際に参考となる書籍である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。